



手当を受けることができる人(受給資格者)

次の要件に該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満)を養育している父、母、または父もしくは母に代わって児童を養育している人(養育者)に対して、手当が支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母に重度の障がい(国民年金の障がい等級1級程度)がある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- その他(父または母が1年以上遺棄している児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

■ 次のような場合には手当を受けられません

児童が次の要件に該当するとき

- 日本国内に住所がないとき
 - 父または母の死亡について支給される公的年金または遺族補償を受けることができるとき
 - 児童福祉施設などに入所しているとき、または里親に預けられたとき
 - 父または母に支給される公的年金の加算対象となっているとき
- ※ 父または母が障害基礎年金を受給している場合で、児童がその加算対象となっているときは、児童扶養手当と比較して金額の高い方を選択できます(同一の子を対象にした児童扶養手当と障害年金の子の加算の両方を受けることはできません)。

受給資格者が次の要件に該当するとき

- 日本国内に住所がないとき
- 公的年金の給付を受けることができるとき(老齢福祉年金を除く)
- 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき(同じ住所に異性の住民登録などがあり、父子または母子での生活が明らかにできない場合や、住民登録がなくても同じ住所に異性が住んでいる場合も婚姻関係と同様とみなします)

※ 他にも手当が支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

支給額

■ 児童1人の場合

全部支給 月額4万1,140円

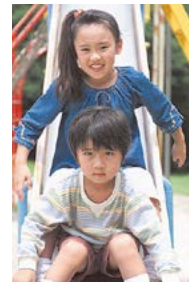
一部支給 月額4万1,130円
～9,710円

■ 児童2人以上の場合

2人目 月額5,000円の加算

3人目以降 月額3,000円の加算

※ 一部支給の額は受給資格者の所得額に応じて決定します。また、受給資格者または扶養義務者(同居の親族)の前年の所得が次の限度額以上ある場合は、その年度(その年の8月から翌年の7月まで)は、手当は支給されません。



所得制限限度額

税法上の扶養人数	本人の所得	扶養義務者等所得
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人以上	以降38万円ずつ加算	以降38万円ずつ加算

※ 各種控除があるため所得額は目安としてください。

手当の支給

手当を請求した月の翌月分から支給され、支給月(4・8・12月)の前月までの4カ月分を指定の金融機関の口座へ振り込みます。振込日は各支払い月の11日です。ただし、11日が金融機関の休業日に当たる場合はその直前の営業日になります。児童扶養手当を受給するには、申請が必要です。必ず手続きをしてください。

■ 申請に必要なもの

- ▶ 申請者および児童の戸籍謄本
- ▶ 申請者名義の金融機関の通帳
- ▶ 申請者の年金手帳
- ▶ 所得課税証明書(平成25年1月1日に津市に住所がなかった人)
- ▶ 賃貸契約書の写し(借家などの場合)

※ 必要に応じ、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

母子家庭等児童援護金制度

児童扶養手当受給者が本人の所得制限で全額支給停止になる場合、限度額を上回る額が40万円未満であれば、母子家庭等児童援護金を受給することができます。

支給額 月額2,480円～8,010円